

甲府市告示第 3 5 8 号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書を招請する。

令和 5 年 7 月 1 1 日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要

(1) 業務名

こうふグリーンラボ普及啓発機能設置業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 1 1 月 6 日 (月) まで

(3) 業務内容

こうふグリーンラボ普及啓発機能設置業務要求水準書 (以下「要求水準書」という。) のとおり。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独事業者又は共同事業者 (以下「共同体」という。) とする。

- (1) 公共的な博物館、資料館、学習施設等において、今回の業務と同等またはそれ以上の展示の設営を行った実績を有すること。
- (2) 甲府市内に本社又は事業所を有している民間事業者であること。
- (3) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であってその役員が暴力団員でない者であること。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けてい

ない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 共同体に関する参加資格

ア 構成員すべてが上記（1）～（7）の要件を満たしている者とする。

イ 共同体で参加する場合の構成要件は次のとおりとする。

（ア）本プロポーザルにおいて、1事業者は同時に2つ以上の共同体構成員になることはできない。

（イ）共同体の構成員は、単独で本プロポーザルに参加することはできない。

（ウ）この業務委託の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為は、共同体の代表者を相手方とする。

※契約締結後、上記（1）～（8）の条件を満たしていないと判断された場合は、契約の解除を行う場合がある。

3 手続き等

(1) 関係資料の入手方法

こうふグリーンラボ普及啓発機能設置業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書の提出方法、提出期限及び提出先等については、実施要領等を参照すること。

4 連絡先

〒400-0831 甲府市上町601番地4

甲府市 環境部 環境総室 環境政策課 担当：小泉・松木

電話：055-241-4363

FAX：055-241-6190

電子メール：kanseisaku@city.kofu.lg.jp